

告 示

埼玉県告示第千百九十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘四丁目十番一号 株式会社栗原興会

二 指定年月日

令和二年十月十四日